

川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和4年8月1日発行 No. 34

【連絡先：川俣町役場 566-2111】

イベント等名	内容	開催日時	問い合わせ先	会場名
福田地区成人登山	中止	8月7日(日)	福田公民館 024-566-2785	福田公民館

福島県感染拡大警報について

【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

福島県内では、新規感染者数が過去最多を更新し、「福島県感染拡大警報」が発出されています。感染症を予防するためには、ひとりひとりの感染症対策の取組みが大変重要です。夏休みやお盆の帰省などで、人との交流が増える時期です。感染予防の基本的な対策の徹底をお願いします。

- (1) 基本的な感染対策の再点検と徹底・・・マスクを正しく着用、3密を避ける。
- (2) 陽性になった場合の備え・・・自宅療養となったときの生活動線、食料・消毒用品の備え
- (3) 速やかなワクチン接種・・・ワクチン接種は、発症予防・重症化予防となります。
- (4) 検査のさらなる活用・・・感染不安があるときなどは、無料検査を利用する。
実施場所は、県のホームページでご確認ください。
- (5) 効果的な換気・・・必要な換気量の確保
- (6) 移動時の注意喚起・・・移動先の感染情報を把握し、混雑する場所は避ける。
- (7) 子どもと高齢者の感染対策
- (8) 医療を守る対策・・・医療体制のひっ迫を防ぐために、基本的感染防止対策を徹底する。

5歳～11歳の方の新型コロナワクチン接種について

【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

対象となる方へは、接種券を送付しております。8月の日程は次のとおりです。現在、国は接種を行う期間を令和4年9月30日までの予定としています。3週間の間隔をあけて2回接種をします。2回目は1回目と同じ曜日と時間になります。※12歳を迎えた方は、小児用ワクチンではなくなりますので、こちらの日程で受けることはできません。接種希望の場合はコールセンターへご連絡ください。

【接種日程】

	1回目		2回目		会場	予約枠
1	8月26日(金)	午後	9月16日(金)	午後	むとうこどもクリニック (川俣町字瓦町31)	10

コールセンター 024-597-6321 午前8時30分～午後5時(土日祝日を除く)

【予約の方法】

接種券が届いてから予約をしてください。詳しくは接種券に同封します。予約は、電話、インターネットの2つの方法で受け付けます。

【使用するワクチン】

ファイザー社小児用ワクチン (3週間間隔で2回接種 1回0.2ml)
※ ワクチンについての説明書を接種券に同封しますので必ずご確認ください。

1・2回目の新型コロナワクチン接種について

【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

1・2回目のワクチン接種が未接種の方で接種を希望している方は、コールセンターへご連絡ください。

16歳未満の方の接種は保護者の方の同意(署名)と同伴をお願いします。現在、国は接種を行う期間を令和4年9月30日までの予定としています。

3 回 目 の 新 型 コ ロ ナ ワ ク チ ン 接 種 に つ い て

【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

3回目接種の対象は、2回目接種を終了した日から5か月以上経過した12歳以上の方が対象です。8月は、2回目を3月に接種した方へ案内をしています。町内で2回目を接種した方へは、あらかじめ接種日を指定して郵送していますので、ご確認ください。

現在、10代から30代の若い世代に感染が急増しています。感染すると若い方でも重症化したり倦怠感などの症状が長引いたりする可能性があります。ワクチン接種は、皆さん自身だけでなく、家族、友人、高齢者など大切な方を守ることにもつながりますので、接種の時期を迎えた方は、接種の検討をお願いします。

なお、16歳未満の方の接種は保護者の方の同意（署名）と同伴をお願いします。

4 回 目 の 新 型 コ ロ ナ ワ ク チ ン 接 種 に つ い て

【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

4回目接種の対象は、3回目接種を終了した日から5か月以上経過した方です。

5か月を迎えた方から順次「接種券」を郵送しています。

8月は、3回目接種を3月に接種した方へ案内をしています。3回目を町内で接種した方へは、あらかじめ接種日程を指定しておりますので、変更やキャンセルを希望する場合は必ずコールセンターへご連絡をお願いします。

【対象者】川俣町に住民票があり、3回目接種から5か月以上経過した方で、次の①または、②に当てはまる方です。

① 60歳以上の方

② 18歳から59歳の方で基礎疾患のある方、重症化リスクが高いと医師が認めた方

※②に該当する方は、事前に申請が必要です。

【接種券の発行について】

対象となる方へは、3回目接種から5か月以上経過した方へ順次発送します。

②18歳から59歳の方で基礎疾患のある方、重症化リスクが高いと医師が認めた方は、事前に申請が必要です（申請がない場合は接種券を発行できません。）。

【申請方法】川俣町ホームページの申請フォームから必要事項を入力の上申込みをしてください。インターネットの申請が難しい方は、コールセンターへご連絡ください。

【対象となる基礎疾患について】

7月1日発行の本部からのお知らせをご確認ください。または、コールセンターへお問い合わせください。

医 療 従 事 者 ・ 高 齢 者 施 設 従 事 者 等 の 4 回 目 接 種 に つ い て

【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

国は、4回目新型コロナウイルスワクチン接種対象者に、18歳から59歳までの医療従事者・高齢者施設従事者・介護支援事業者等を追加しました。

希望する方は接種券を発行しますので、申請をお願いします。

【申請方法】

川俣町ホームページの申請フォームから必要事項を入力の上、申込みをしてください。

川俣町ホームページ → 新型コロナウイルス感染症 → ワクチン接種関連

→ 医療・介護従事者等の4回目新型コロナウイルスワクチン接種の申請について

または、コールセンターへご連絡をお願いします。

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 影 響 に よ る 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 の 減 免 に つ い て

【問合せ先：町民税務課税務係 内線1302・1303】

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者の方が亡くなられた場合や、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等が令和3年と比べて3割以上減少した方などは、後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。減免の適用には要件がありますので、詳しくは標記担当までお問合せください。

なお、減免を受けるためには申請書等の提出が必要となります。

新 型 コ ロ ナ ワ ク チ ン 接 種 証 明 書 に つ い て

【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

令和4年7月26日から「新型コロナワクチン接種証明書」を一部のコンビニ等で取得できるようになりました。

【事前に準備する必要があるもの】

- ① マイナンバーカード
- ② 接種証明書発行料（120円）

【事前に確認いただく必要があること】

- ① 申請先の（接種時に住民票のあった）市区町村
- ② そのコンビニ等の店舗が接種証明書のコンビニ交付サービスに対応していること。

※ 海外用の接種証明書を取得するためには、令和4年7月21日以降に自治体窓口かアプリで海外用の接種証明書を取得している必要があります。



【注意事項】

住民票の写し等のコンビニ交付サービスと利用可能な市区町村やコンビニ等の店舗が異なる場合があります。詳しくは厚生労働省WEBサイトにて「参加市町村等」を確認してください。

印刷不良の場合を除き、発効後の返金には対応できません。

ワクチン接種後、接種記録を証明書に反映させるには、1週間程度かかる場合があります。

令 和 4 年 度 低 所 得 の 子 育 て 世 帯 生 活 支 援 特 別 給 付 金 に つ い て

【問合せ先：子育て支援課子育て支援係 内線2302】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯を支援するため、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を実施しています。

	ひとり親世帯	その他の世帯
支給対象者	下記の①②のいずれかに当てはまる方で、まだ低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を受け取っていない方 ①公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方	下記の①②の両方に当てはまる方で、まだ低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を受け取っていない方 ①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合20歳未満）を養育する父母等（令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。） ②令和4年1月1日以降の収入が急変し住民税非課税相当の収入となった方
支給額	児童一人あたり一律10万円 （県から5万円の支給を受けたことを確認した後、町から上乗せ分の5万円を支給します。）	児童一人あたり一律10万円 （国の制度の5万円+町から上乗せ分の5万円）
給付金の支給手続き	申請が必要です。 申請書は町ホームページからダウンロードするか、子育て支援課で配布しています。	令和4年5月以降に児童手当や特別児童扶養手当が該当になった方や高校生のみを養育している方、収入が急変した方は申請が必要です。 申請書は町ホームページからダウンロードするか子育て支援課で配布しています。
申請期限	令和4年10月31日まで。	令和5年2月28日まで。 （ただし、令和5年3月分の児童手当又は、特別児童扶養手当の認定又は、額の改定の認定の請求をした方は令和5年3月15日まで。）

新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰対策事業者支援給付金の概要
 【問合せ先：政策推進課まちづくり推進係 内線2406】

新型コロナウイルス感染症の蔓延に加えて、原油価格の高騰により燃料経費が増加していることから、町内に本社または主たる事業所を有する商工業者に対して、事業者支援給付金の受付を開始します。

給付対象期間	令和4年2月～令和4年5月
申請期間	令和4年8月1日(月)～令和4年10月31日(月)
給付対象業種	以下のいずれかに該当する事業者のうち、正規雇用者数が20名以下の小規模な商工業者 (①は商工会会員、②は商工会非会員) ①川俣町商工会定款第9条第1項に基づき、町内で商工業を営むと認められる者 ②川俣町商工会定款第9条第1項第2号に定める団体 なお、川俣町商工会定款第9条第1項第2号の⑮に定める宗教法人は対象外とする。
減収率	給付対象期間のひと月の売上高が、平成31年、令和2年、令和3年のいずれか期間の同月と比較して15%以上減少していること
給付額	【基本額】事業所の規模に応じた額とする ・従業員数1～10名 一律20万円 ・従業員数11～20名 一律30万円 【加算額】社用車の所有台数、種類に応じて基本額に加算する ・普通自動車(大型トラックを除く)、小型自動車、軽自動車、原動機付自転車 一台につき1万円 ・大型特殊自動車、小型特殊自動車、大型トラック 一台につき5万円 ※加算額は基本額を超えない額を上限とする。

令和4年度川俣町医療・福祉事業者支援給付金の申請について
 【問合せ先：保健福祉課地域福祉係 内線1402】

町では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少、さらにはロシアのウクライナ侵攻問題の影響から原油価格高騰で燃料経費増加した事業者負担の軽減を目的として支援給付金の受付を開始します。

給付金の種類	原油価格高騰支援分	新型コロナウイルス感染症影響分
給付対象期間	令和4年2月～令和4年5月	
申請期間	令和4年8月1日(月)～令和4年10月31日(月)	
受付窓口	川俣町役場 保健福祉課 地域福祉係 ※受付は 予約制 となります。申請前に受付窓口へ電話して予約するようお願いいたします。	
給付対象業種	日本標準産業分類で定める83医療業 85社会保険・社会福祉・介護事業の事業者	左記のうち、正規雇用者が20名以下の事業者
支給対象	事業に供する車両を所有しており、確定申告時に固定資産として計上していること。	給付対象期間の一月の売上額の減少分が平成31年(令和元年)・令和2年・令和3年同月期に比して15%以上であること。
給付額	①事業者が所有する福祉車両又は10人乗り以上の送迎車両一台につき3万円 ②事業者が所有する①を除く車両一台につき1万円	・従業員数が1人以上10人以下 20万円 ・従業員数が11人以上20人以下 30万円 ※従業員数にパートタイム労働者は含めません。